

墨田区画街路第6号線及び第7号線街路整備事業における事業認可の変更について

1 事業の経緯と変更理由

墨田区画街路第6号線（交通広場を含む。）及び墨田区画街路第7号線の一部区間において、バリアフリー化や無電柱化及び交通広場の整備を行うため、平成28年11月21日に事業認可を取得した。これまで、用地取得及び電線共同溝整備（一部）を行ってきたところであるが、用地取得に時間を要し、当初の事業認可期間内での事業完了が見込めないこととなった。このため、引き続き道路及び交通広場整備を行うことから、事業認可期間を変更した。

2 当初事業認可の概要

(1) 事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業区画街路墨田区画街路第6号線及び区画街路墨田区画街路第7号線

(2) 延長、面積

【区画街路第6号線】幅員:12m / 延長:135m（交通広場 2,500 m²を含む。）

【区画街路第7号線】幅員:12m / 延長:70m

(3) 事業認可期間

平成28年11月21日から令和3年3月31日まで

3 事業認可の変更内容

事業認可期間を以下のとおり変更した。

変更前：平成28年11月21日から令和3年3月31日まで

変更後：平成28年11月21日から令和8年3月31日まで

4 今後のスケジュール（案）



令和3年度 準備工事

地下構造物撤去工事等

令和4年度 交通広場工事

令和5年度初めに供用開始予定

令和5～6年度 電線共同溝工事

令和7年度 道路工事

